

# 岩手県警察少年補導職員の勤務等に関する訓令

(平成15年3月10日警察本部訓令第7号)

【沿革】平成19年3月警察本部訓令第8号、20年1月第2号改正

警察本部  
警察学校  
警察署

岩手県警察少年補導職員の勤務等に関する訓令を次のように定める。

## 岩手県警察少年補導職員の勤務等に関する訓令

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、岩手県警察少年補導職員(以下「少年補導職員」という。)の任務、勤務の方法その他必要な事項を定めるものとする。
- 2 少年補導職員の活動については、岩手県少年警察活動規程(平成14年岩手県警察本部訓令第31号)によるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(任務)

第2条 少年補導職員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) 継続補導
- (4) 被害少年の支援
- (5) 不良行為少年に係る事案の処理
- (6) 家出少年及び要保護少年の取り扱い
- (7) 有害環境の発見
- (8) 家庭、学校、職場、関係機関及び団体その他関係のあるボランティア等との連携
- (9) 少年警察活動に関する情報発信
- (10) 少年法(昭和23年法律第168号)第6条の2第3項に規定する警察職員として指定を受けた者にあつては、触法少年及びごく少年に係る事件の調査
- (11) その他特に命ぜられた事項

(心構え)

第3条 少年補導職員は、任務の遂行に当たっては、その特性を生かすとともに、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 少年警察の使命及び職責を自覚し、少年その他関係者の尊敬と信頼を得るように努めること。
- (2) 職務遂行に必要な知識と技能の向上に努めること。
- (3) 規律を重んじ、相互の融和協調を図り、その職務を積極的に行うこと。
- (4) 服装を端正にし、言語、態度を慎み、品位の保持に努めること。

(勤務計画等)

第4条 少年補導職員は、所属長が定めた勤務計画又は所属長の指示により、警察官と相互に協力して勤務を行わなければならない。

2 少年補導職員は、取り扱った事案及び事項について、所属長に報告しなければならない。

(街頭補導)

第5条 街頭補導は、盛り場、駅、公園その他少年の非行が行われやすい場所を重点として効果的に行うものとする。

2 少年補導職員が、街頭補導に従事する場合は、やむを得ないときを除き、2人以上で行うものとする。この場合において、夜間又は危害を受けるおそれのある場所等において街頭補導を行うときは、警察官と同行するものとする。

(少年相談)

第6条 少年補導職員は、少年相談を受理した場合は、所属長の指示を受け、非行の原因、動機、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、必要があると認めるときは、家庭、学校、職場、関係機関及び団体その他関係のあるボランティア等と緊密に連携し、早期に問題が解消されるよう適切に処理しなければならない。

号)の規定を準用する。

(有害環境の発見活動)

第9条 少年補導職員は、少年の健全な育成に有害な影響を与えるものの発見に努め、これを発見したときは、日時、場所、所有者又は管理者の氏名その他必要な事項を所属長に報告しなければならない。

(関係機関等との連携)

第10条 少年補導職員は、少年警察活動に関して、家庭、学校、職場、関係機関及び団体その他関係のあるボランティア等と緊密な連絡、協調を保たなければならない。

(情報発信)

第11条 少年補導職員は、所属長の指示により、少年の非行の防止、犯罪等による少年の被害の防止、少年相談の利用の促進等を図るため、学校、職場、関係機関及び団体その他関係のあるボランティア等の会合等あらゆる機会を利用して少年警察活動に関する情報発信を行わなければならない。

(少年補導職員手帳)

第12条 警務部警務課長(以下「警務課長」という。)は、少年補導職員に別図に定める少年補導職員手帳(以下「補導職員手帳」という。)を貸与するものとする。

(携帯及び提示)

第13条 少年補導職員は、補導職員手帳の取扱いを慎重にし、所属長が指定した場合を除き、常にこれを携帯しなければならない。

2 職務の執行に当たり、少年補導職員であることを示す必要があるときは、補導職員手帳を提示しなければならない。

(事故報告)

第14条 少年補導職員は、補導職員手帳を亡失し、又は破損したときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、速やかに警務課長に連絡しなければならない。

(貸与品の返納)

第15条 少年補導職員は、失職し、退職し、又は休職を命ぜられた場合には、貸与品を速やかに所属長を経由して警務課長に返納しなければならない。

(補則)

第16条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月30日警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成20年1月30日から施行する。

別図(第12条関係)[略]